

学校生活における
新型コロナウイルス対策の取組
第一版

【児童・保護者向け資料】



令和2年6月1日
深谷市立本郷小学校

はじめに

この資料は、学校を再開するにあたり、国及び埼玉県教育委員会、深谷市教育委員会から示された「学校再開ガイドライン」に沿って、学校生活の場面ごとの取組について整理し、要点をまとめたものです。

児童や保護者の皆様にとりましては、これまで経験したことがない「不自由さ」や「手間」を感じることも多いかと思えます。しかし一方では、新型コロナウイルスの感染リスクはいまだに続いており、ワクチン開発もその途上である中で学校を再開するためには、「みんなで一緒に不自由な思いをしていこう。」という覚悟が大切かと思えます。

今現在の私たち一人一人の行動が、2週間後の未来を創ります。できることを精一杯やって、みんなで2週間後の未来を創り続けましょう。

1 保護者の皆様へ（お願い）

（1）健康管理について

- 毎朝、検温を行い、「健康観察カード」に体温を記録し、保護者の押印又はサインをお願いします。（ボールペンなど濃い目の筆記用具で）
 - ※健康観察カードは、専用のケースに入れて、ランドセルに吊るして登校させてください。毎朝、昇降口で職員が体温とマスクの着用を確認してから、校舎に入るようにしています。
- 体温が平熱よりも高い場合、風邪等の症状がある場合は自宅で休養させてください。
 - ※特に、呼吸器症状（せき、息苦しさ）、倦怠感等（頭痛、関節筋肉痛、だるさ）の症状がある場合は、登校を控えさせてください。
- ご家庭で体調不良者がいる場合は、連絡帳等で学校に連絡をください。
- 帰宅後も検温を行い、お子さんやご家族の健康状態を観察してください。

（2）持ち物について

- マスクを必ず持たせて登校させてください。
 - ※布マスクには、記名をお願いします。
 - ※予備のマスクも用意していただけるとありがたいです。
- ハンカチやタオルを必ず持たせてください。（手洗いの機会が増えます）
 - ※他の人との共用はできません。
- 水筒を必ず持たせてください。（熱中症予防のため）
 - ※糖分の過剰摂取を防ぐため、中身は「水又はお茶」といたします。

2 児童の皆さんへ

(1) 登校前、登下校時、持ち物

- 毎朝、家庭で検温し、お家の人に、健康観察カードに記入してもらい、ハンコかサインをもらいます。
※鉛筆ではなく、ボールペンなどで書いてもらいましょう。
- 平熱よりも体温が高かったり、風邪の症状があったりする場合は、自宅で休養します。
- 「健康観察カード」は専用のケースに入れて、ランドセルに吊るして登校します。
- 水筒、タオル又はハンカチ、マスクは必ず学校にもっていきます。
- 登下校は通学班で行います。
※登下校時はマスクを着用することを原則とします。
※気温の上昇や体調などによりマスクを外して登下校してもかまいません。
※前の人との間隔を1 m以上あけて歩きましょう。
- 登校し、昇降口前で先生に「健康観察カード」を見せ、手指をアルコール消毒してもらってから校舎に入ります。

【職員の対応】

- 検温記録、マスク着用の有無を確認し、児童の手指をアルコール消毒する。
- マスクを忘れた児童には、手作りマスクを渡す。
- 健康観察カードの記入漏れや、検温をしてこなかった児童には、その場ですぐに検温する。
- 平熱よりも高く、体調が良くなかったり、風邪症状が見られたりする場合は、保護者に連絡し、早退させる。

2 児童の皆さんへ

(2) 学校生活① ～学校生活全般～

- 校舎内ではマスクを着用します。
 - ※体育や休み時間など、外に出るときは、教室でマスクを袋（ジップロックなど）にしまってから出ます。
 - ※外に出るまでは「くちチャック」で。

- 布マスク（手作りマスク）には必ず名前を書きます。

- 友達との体の接触を避けます。

- 授業中や休み時間など、大声は出しません。

- 手洗いをこまめに行います。
 - ※業間休みの後、体育の後、外での活動の後、特別教室を使用した後、清掃の後、昼休みの後、給食の前、トイレの後、図書室を利用する前と後は、必ず手指を洗います。

【職員の対応】

- 朝の健康観察では、毎日必ず下記の項目を確認する。
 - ※咳、息苦しさ、頭痛、節々の痛み、だるさ
- 教室内においては、机の間隔を可能な限りあける。
- 手洗いの場面では、児童が密集しないように、時間や児童の立ち位置について配慮する。
- 換気のため、各教室では、エアコン使用時においても対角線上の2か所以上の窓を開けておく。
 - ※休み時間には、出入り口のドアも開放し、換気を行う。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ、配膳台などの共用部分は、毎日最低1回以上は消毒する。
 - ※放課後に一斉消毒を行うことを原則とする。
- 授業形態を工夫し、3密を避ける。

2 児童の皆さんへ

(3) 学校生活② ～給食～

【給食時】

- 給食前に石鹸で手指を洗い、先生にアルコールで消毒してもらいます。(全員が給食着を着ます)

- 当番は、使い捨て手袋をして、おぼんや箸、ストローなどを配ります。
※使い捨て手袋は、学校で用意します。

- 自分が食べるものは自分で取りに行き、食事後は自分で返しにいきます。

- 給食のおかわりはしません。
※盛り付けの調整は、先生が行います。

- 「いただきます。」の合図でマスクを外し、給食着のポケットにマスクをしまします。

- 給食は前向きで食べ、できるだけ会話はひかえます。

- 食後の歯磨きは自席で行い、順番に流しに行きます。

【職員の対応】

- 児童一人一人が、発熱や風邪の症状がないか、マスクを着用し衛生的な服装であるか、手洗いを行ったかを毎日点検する。
- 食事の際の机の配置
※座席を前向きにし、間隔を可能な限りあける。
※換気に配慮する。
- 食缶の中身は、教員が配膳する。
- 食事中の会話を極力ひかえさせる。

2 児童の皆さんへ

(4) 学校生活③ ～清掃、業間休み、昼休み～

【清掃時】

- 清掃は、マスクを着用し、無言で行います。
- 友達と体が接触しないように、間隔をあけます。
- トイレ掃除は、手袋を二重につけて行います。
※手袋は学校で用意します。
- 清掃後には、石鹸でていねいに手指を洗います。

【業間休み、昼休み】

- 屋外で遊ぶときはマスクを外してもかまいません。
※教室でマスクを外してから、外に出ましょう。
- 友達と体が触れないように、間隔をあけて遊びます。
- 遊んでいるときも、目をこすったり、口に手をあてたりしません。
※各学級のボールを使って遊ぶことはできますが、1学期の間は、遊具の使用はできません。
- 校舎内に戻ったら、必ず石鹸で手指を洗います。
- 図書室を利用することはできます。
※図書室利用の前と後で、石鹸で手指を洗います。
- 手洗いの順番を待つときは、前の人との間隔をあけます。(順番待ちの足型にあわせます。)

【職員の対応】

- 児童の動きに目を配り、密集しそうな場合は、必要に応じて声をかける。
- 休み時間後の授業開始前に、手洗いの状況を確認する。
※未実施の児童がいたら、速やかに流しで手指を洗うように指導する。

3 児童の皆さんへ ～授業～

(1) 全教科共通事項

- 大声は出しません。
- 友達との間隔をあけ、体の接触をしません。

(2) 技能教科の授業

- 音楽では、マスクを着用した状態で歌を歌ったり、ハミングしたりする際は、小声で歌います。
- 室内で器楽の学習を行う際は、音を出さずに、指使いだけを練習します。

- 体育では、マスクを外してもかまいません。見学は日陰で行い、マスクを外してもかまいません。
- 友達との間隔を、少なくとも1 m以上あけ、体に接触しません。
- 走るときは、前の人との間隔を2 m以上あけます。

- 家庭科では、調理実習の際に、使い捨てゴム手袋を着用します。
- 他のグループが作った料理は食べません。

- 外国語では、友達や先生と近距離での会話はしません。
- 発音練習は、小声で行います。

【職員の対応】

(1) 全教科共通

- ペアやグループになって話し合ったり、発表し合ったりする活動は当面の間行わない。
- 3密（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）状態を作らないことを大原則とする。
- 年間指導計画を見直し、指導の順番を入れ替えるなどして、感染防止に努める。

(2) 音楽

- 本来の音量で歌わせたり、器楽演奏させたりする場合は、児童の間隔を十分確保するために、体育館や屋外で行う。
- 室内で器楽を扱う際は、運指の指導のみを行い、音は出させない。

(3) 体育

- 集合・整列を行う際は、児童の間隔を、最低1 m以上あける。
- 児童がランニングする際は、前後の間隔を2 m以上あける。
- 使用した用具は、授業終了後消毒する。
- 体育館で行う際も、換気に十分配慮する。
- 教師は原則としてマスクを着用して授業を行うが、当日の気温によって、マスクを外すことは可能。

(4) 家庭科

- 調理の学習は、2学期以降に行う。
- 調理実習に必要な食材やゴム手袋、ふきんなどは、全て学校で準備する。
- 他のグループが作った料理は食べさせない。
- 実習終了後、調理器具を洗った後に、必ず消毒する。

(5) 外国語

- A L Tは、発音の仕方を指導する場面などにおいては、フェイス・シールドを着用する。
- 当面は、「聞くこと」「書くこと」の学習を中心に行う。
- 発表させる場合は、児童の間隔を十分にあげて行う。
- 体育館や屋外で行う場合も、換気や児童の間隔を十分に確保する。

4 その他

(1) 出席停止になる場合

- 児童自身の感染が確認された場合
- 児童が濃厚接触者として保健所から指定された場合
- 同居の家族に感染が確認された場合
- 発熱などの風邪症状がみられた場合
※症状が見られなくなるまでの期間
- 海外から帰国した場合
※14日間の自宅待機期間

(2) 教職員の健康管理について

- 毎朝の検温及び毎日の健康状態について、管理職への報告を義務付けています。
- 職員本人はもちろん、同居の家族に体調不良者が出た場合においても、基本的には出勤させません。

(3) 健康管理について（子供も大人も同じです）

- 十分な睡眠時間を確保してください。
※低学年は約10時間、高学年は約9時間
- 起床時刻を決めましょう。
※授業が始まる2時間前。およそ6時半から7時。
- バランスの良い食事を摂りましょう。
※「睡眠」と「栄養」は、免疫力を高めます。
- 体を動かしましょう。
※体育や休み時間を使って、徐々に体を慣らしていきましょう。

(4) 人権感覚を磨こう

「コロナ差別」「コロナハラスメント」という言葉を新聞やテレビで聞くことがあります。医療関係者やエッセンシャル・ワーカーの皆さんが、一生懸命自分の仕事をする中で、結果として感染してしまうこともあると思います。悪いのはウイルスであって、感染した人が悪いのではないということを、あらためて確認したいですね。